

令和8年度 さいたま市立大谷中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るという基本認識の下、本校の全生徒が前向きな学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくり、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立大谷中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- いじめは絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 生徒と生徒、生徒と教職員の間、共感的な人間関係を築く。
- いじめの早期発見・早期対応に努める。
- いじめを受けた生徒を最後まで守り抜く。
- 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- いじめを行った生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめを行った生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、学校運営協議会委員
- (3) 開催
 - 1 定例会（各学期1回）
 - 2 校内委員会（生徒指導委員会及び教育相談部会と兼ねて開催）
 - 3 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内 容

- 1 学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- 2 教職員の共通理解と意識啓発
- 3 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- 4 個別面談や相談の受入、及びその集約
- 5 いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- 6 発見されたいじめ事案への対応
- 7 構成員の決定
- 8 重大事態への対応

2 大谷中学校子どもいじめ対策委員会

- (1) 目 的：いじめ問題について自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止の取組を推進する。
- (2) 構成員：中央委員会役員（生徒会本部役員、学級委員、各専門委員長）
- (3) 開 催：中央委員会と兼ねて行う。（学期1回＋随時）
- (4) 内 容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行い、結果を学校に報告し、具体案を検討・実行する。
 - イ いじめ撲滅に向けたキャンペーン等を主体的に行う。
（令和7年度は、「いじめ撲滅の木」を学校全体で考え、実施した。）
 - ウ いじめが起きない環境づくりをするために、生徒会長が「心を潤す4つの言葉」の適切な使い方について、全校集会等で周知した。
 - エ 大谷中学校区小学校児童会役員、中学校生徒会役員との会議を設け、各学校の現状を報告し、改善に向けての具体的な取り組みを話し合うと共に、シンポジウムでの内容の周知を図る。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
 - (2) 道徳の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「B 主として他の人とかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- #### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
- いじめ撲滅強化月間実施要項に基づき、生徒の実態に合わせて取り組む。
 - ・生徒啓発ポスターの掲示
 - ・いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・生徒会を中心とした全校集会等での取組
 - ・校長による講話（朝礼等）
 - ・「心と生活のアンケート」や簡易アンケートの実施
 - ・外部講師を招いてのいじめ撲滅教室の実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- あたたかな人間関係を醸成するために、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施する。
- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験場や機会をつくり、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団作りに努める。
- 教育相談部会を通して、学校全体で結果の共有を行う。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめを受けていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施： 1, 2年生 1学期内 3年生 2学期内

5 メディアリテラシー教育を通して

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施： 全学年 1学期

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成を狙いとして、いじめのない集団作りに努める。
- 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施： 3年生 11月～12月

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒の些細な変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：毎朝の健康観察時において、一人ひとり呼名して表情を確認する。
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、ノート等への落書き、机の位置、作品への取組 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食：机を離して食べる、食欲不振、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 部活動：無断欠席、組む相手がいない、荷物を持たせられる、片付けをやらされる 等
- (6) 登下校指導：遅刻しがち、独りぼっち、荷物を持たせられる 等
- (7) ICT の活用：各種教育データの利活用による、心や体調の変化が顕著な生徒への声掛け、面談の実施

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、10月、1月（年3回の実施）
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：生徒指導委員会及び教育相談部会での情報共有及び検討、二者面談・三者面談の実施

3 毎月の「いじめに係る状況報告」の報告

- (1) 簡易アンケートや毎週の生徒指導委員会や教育相談部会で情報を共有し、毎月の「いじめに係る状況報告」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき対応する。

4 教育相談週間の実施

- (1) 年1回（7月頃）、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①さわやか相談室の充実及び学期に1回の相談室だよりの発行
 - ②スクールカウンセラーとの相談の充実

5 学校評価による保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：11月
- (2) アンケート結果の活用：集計後、必要に応じて活用

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員児童委員・主任児童委員：連絡協議会（年1回）等を含め情報交換を行う。
- (2) S S N（スクール・サポート・ネットワーク）：
年3回（学期に1回）実施し、情報交換及び情報の共有化を図る。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

- 校長
 - ・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
 - ・構成員を招集し、いじめ対策委員会を必要に応じて開催する。
- 教頭
 - ・情報を集約・整理する。
 - ・いじめ対策委員会で情報を共有化し、今後の対応や役割分担を確認する。
 - ・教育委員会との連絡・調整にあたる。
- 教務主任
 - ・教頭を補佐し、情報を集約・整理する。
 - ・校長（教頭）の指示が関係者に確実に伝わるように連絡調整を行う。
- 担任
 - ・事実確認のために、情報収集を行う。
 - ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・いじめを行った生徒に、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- 学年担当
 - ・担任を補佐し、事実確認のための情報収集を行う。
 - ・収集した事実をもとに、他の学級の生徒への聞き取りと指導を該当担任とともに行う。
- 学年主任
 - ・担当する学年の生徒の情報収集にあたる。
 - ・担当する学年が組織的に対応できるよう指揮する。
 - ・他学年の生徒が関係する場合、学年主任間で連携して指導にあたる。
 - ・校長及び教頭に報告し、情報を共有し、指示を仰ぐ。
- 生徒指導主任
 - ・生徒の情報を把握できる体制をつくる。
 - ・生徒の情報を全職員が共有できるような体制をつくる。
 - ・他の学校との連携が必要な場合、学校の窓口となり関係者間の連絡調整を図る。
- 教育相談主任
 - ・収集された情報を確認し、組織的な対応ができるよう体制を整える。
 - ・必要があれば、関係諸機関に連絡、相談する。
- 特別支援教育コーディネーター
 - ・特別な配慮が必要な生徒が関係した場合担任等の関係者と連絡・調整にあたる。
 - ・問題の背景に障がいが必要として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭
 - ・担任と連携し、情報の提供・収集を行い、医療機関・関係職員と連携して、生徒の心身の健康の支援を行う。
- 部活動の顧問
 - ・担任と連携し、事実確認のための情報収集を行う。
 - ・保護者との連携を密に行う。
- さわやか相談員
 - ・担任と連携し、事実確認のための情報収集を行う。
 - ・生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

- スクールカウンセラー（ＳＣ）
 - ・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）
 - ・関係諸機関等とのネットワークの構築、連携及び調整を行う。
 - ・生徒・保護者・教職員等に対する相談・情報提供等の支援を行う。
- 保護者
 - ・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域
 - ・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてる疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２９年３月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づいた対応を確実に行う。
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間３０日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の※の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) さいたま市立大谷中学校いじめ防止基本方針の周知徹底

問題発生後、教職員の対応および役割について、共通行動ができるように共通理解を図る。

(2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

アンケートの結果に基づき、基本方針の見直しを図る。

2 校内研修

(1) 基礎学力向上に関する研修

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

(3) 小・中一貫教育研修（小・中一貫教育合同研修会）

X 生徒の意見の反映

（令和8年度は昨年度のものを振り返り、改善し、実施する予定）

1 生徒のいじめ問題についての捉え（スローガン等）

令和7年度「ストップいじめ！」スローガン

各クラスで設定した。

1-1 いじめなし 笑顔満開 II クラス

1-2 支えあい 笑顔あふれる いじめ0

1-3 いじめをしてもされても傷は残る なくすのではなくて いじめを始めないクラス

2-1 助けあい 認めあい 協力しあい あいパワーで いじめ0

2-2 見ているだけなら 加害者と「同じ」 勇気を出して 注意しよう

2-3 ストップいじめ みんなに優しく 平等に

3-1 止める勇気が 未来を変える

3-2 絆 感情的にならず心を落ち着かせ 一人ひとりが認め合えるクラス

3-3 S t o p いじめ0 「しない・させない・見逃さない」ための3つの思いやり
～自分・相手・周りの気持ちを考えよう～

3-4 HeartFull Action Makes us Happy

～優しい全力な行動が私たちに幸せにする～

2 生徒の「ストップいじめ！」（令和7年度 実施）

大谷中学校

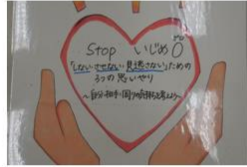
本年度の生徒会の
「いじめ防止に向けたスローガン」等取り組み

あいさつ運動



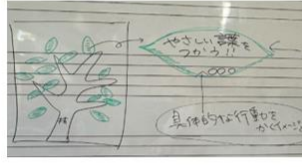
決まった期間で、昇降口の
前で挨拶をする取り組み

いじめ撲滅の
スローガン



全クラスでスローガン
を考える取り組み

いじめ撲滅の木



2学期に自分がされて
うれしかったことを葉っ
ぱに書いて、木に貼る。

- (1) 挨拶運動：期間を設定し、あいさつを通し、あたたかい人間関係の構築の一助とする。
- (2) いじめ撲滅スローガン：いじめ撲滅強化月間にて、各学級にていじめ撲滅の授業をおこな
い、各クラスにていじめ撲滅のためのスローガンを考える。
また、子どもいじめ撲滅対策委員会にて、スローガンを掲示物にま
とめ、中央階段にて掲示し、周知をする。
- (3) いじめ撲滅の木の実施：あたたかい人間関係の構築のために、自分と友人とのコミュニケー
ションの仕方について考え、共有した。

XI PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - (1) 検証を行う期間：いじめ対策委員会後、職員会議や生徒指導委員会にて
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：11月（学校評価と兼ねる）
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月、2月（年3回）
 - (3) 校内研修等の開催時期：通年・夏季休業中